

和名抄地名新考（六）

工藤 力男

はじめに

前稿2007aに続いて、和名抄の記載順に、畿内で残る和泉・摂津両国を対象とする。

日本語史学の観点からみたととき、考察の食指が大いに動く地名の多い国としからざる国とがある。前稿ではそう断わって、改めて一項をたてるに及ばずと判断した若干の郡郷名をまとめて処理した。そのような郷名は本稿の対象の両国にもいくつかある。それらは和名抄の書写、換言すると資料性に関わるのだが、必ずしも一つにまとめられない。そこで、本稿では各項において言及する。

これも既に言及したことだが、歴史地名の扱い方への疑問もある。歴史の学と言語の学とは、目的と方法が異なる。だが、工藤2007bにも書いたように、地名も、ある時代のある地域の日本語として解釈しうることがまず必要である。したがって、それを現代人に呈示するとき、どの時点での称であるかを明示すべきであるが、近年の辞書にはそれが明確でないものがある。本稿では愚直を承知でそれらを指摘する。

和名抄の四本は引用符なしの略称で示し、それぞれの頭字で括弧書きすることがある。

高山寺本 臨川書店『諸本集成倭名類聚抄 本文篇』
大東急本 雄松堂『原本影印倭名類聚抄』

元和本げんなほん

臨川書店『諸本集成倭名類聚抄 本文篇』

名博本めいぱくほん

名古屋市立博物館『和名類聚抄』

近代の諸注八点も引用符なしに略称を用いる。

地名辞書 吉田東伍著・富山房『大日本地名辞書』増

補版

地理志料 村岡良弼著・臨川書店『日本地理志料』

角川辞典 角川書店・角川日本地名大辞典『大阪府』

1983

角川辞典 角川書店・角川日本地名大辞典『兵庫県

Ⅰ』1988

地名大系 平凡社・日本歴史地名大系『大阪府の地

名Ⅰ』1986

地名大系 平凡社・日本歴史地名大系『兵庫県の地

名Ⅰ』1999

池邊考證 池邊彌著・吉川弘文館『和名類聚抄郷名

考證』1966

池邊考證 池邊彌著・吉川弘文館『和名類聚抄郡郷

里驛名考證』1981

その他の文献は稿末に記す。歌句の括弧内のアラビア数

字は『国歌大観』の歌番号、文献著者名の下のアラビア数

字は成立あるいは刊行の、キリスト暦による年次である。

考 察

一 和泉国大鳥郡早部郷

高山寺本は郷名の上字を日下の合字に作って「久散倍」の訓をもつ。大東急本と元和本の郷名は「日部」、訓は「久佐倍」、第二字の万葉仮名は異なるが、三本同訓である。名博本は「田部」に作り、「田」の左に「日」とある。角川辞典は「くさべ 草部（堺市）」、地名大系は「早部郷」とする。地名辞書は「日部郷」の見出しで、右に「くさべ」、左に「クサカベ」の訓をつけ、「○今鶴田村是なり、大字草部あり。」としている。

近代の諸注にあつて、角川辞典・地名大系と地名辞書とのあいだで記述の態度が明白に異なるわけである。地名辞書は、本来の読み、あるべき読み、現行の読みを標目の左右に書く。当郷については、クサカベが本来の読み、クサベが和名抄および現行の読みというのだろう。これはこれで筋が通つているといえる。だが、角川辞典と地名大系からは本来の読みが判明しない。この二書の利用者が、当郷

の成立当初からクサベであったと判断しても構わぬ、というかのような記述である。

郷名、氏族の名、入江の名、山名にもクサカの呼称は伝えられたのに、早部（クサカベ）が、表記と読みとの両面から草部（クサベ）に転じたことになる。「日部」の表記が正倉院文書、高山寺本和名抄の駅名、延喜式の神名帳などにみえるとはいえず、興味ぶかい変化をとげたものである。かかる例は他に知らないが、美濃国厚見郡皆太郷の変化が少しは似ているといえるかもしれない。工藤2005aに書いたことをいまま少し細かくいうと、当郷は、おおよそ、草田^{のさと}五十戸（藤原京時代）↓草田郷（平城京時代）↓皆太郷（同）↓草田郷（鎌倉時代）↓早田郷（足利時代）↓早田村（江戸時代）と転じたと推定される。草田から早田への変化の詳細をたどることはできないが、変化の契機は推測できる。

二 常陵郷

高山寺本・名博本の郷名下字は「陵」の異体字とみなして標目とした。残る二本は偏を三水に作る。四本とも「今為深井」と記した上で、それぞれ布賀井（高）、不加井（大・元）、ツカキ（名）の訓を附す。名博本の傍訓ツカキ

は、注記の「深井」を見ていたら考えがたい誤記である。

郷名の表記・訓・注記のありかたは、和名抄ではほかに例を見ないもので、その扱いに苦慮した諸書が誤字説を出したのは当然である。摂津国百済郡荒陵郷によってトコハカと読んだのが地名辞書であり、地名大系はそれを継承した。古代の用例として、行基が大鳥郡深井村に深井尼院を建てたとする「行基年譜」の記事がある。一例ではあるが、「深井」の信憑性は認められるので、地理志料が常陵と深井に二郷にわけたのも一案である。ただし、「常陵」をトノキと訓じたことには賛成できない。

当郷の名について最も深くふみこんだ論が山本信哉1931である。まず、凌は凌の誤写で、凌と陵は音義相通ずとした。そして、周礼・漢書の注を駆使して「常凌」は氷室をいうのだとした。氷室をフカキというのは、「深氷」のヒが音転してキになったと解いた。だが、余りにも複雑な過程をたどる推論ゆえ、大方の指示は得られなかった。

そこに池邊考證の註記が登場した。陵（高）、凌（元）は「凌」の誤写で、「常に凌える」意、「深井」の戲訓的宛字ではないか、というのである。古代地名としては他に類を見ないありようだが、萬葉集をみなれた目には「戲書」

や「義訓」と呼ばれた表記法に似ており、「戲訓」は二つをあわせた名づけに相当する。

池邊考證^三にこの註記がないのは、突飛過ぎると考えなおしたのだろうか。現時点ではこれ以外の妙案はないと思うので、残してほしい註記であった。

三 日根郡呼喚郷

呼喚郷について、高山寺本の表記は「呼於」、大東急本・元和本は「呼喚」で「乎」の訓をもち、名博本は「呼於」の表記で振仮名がない。「呼喚」は、古代の文献に「呼喚駅」「喚喚駅」「男神社」「雄山道」「男之水門」など様々にみえて、ほとんど問題のない地名である。和名抄の郷名表記も「呼喚」であったと推定してよいのではないか。地名辞書は「呼喚郷」と書き、角川辞典^二には「おのさと 男里（泉南市）」とある。現代の地名を基準にして標目をたてる角川辞典の方針では筋が通っているといえる。それでは、歴史地名として記述するたちばの地名大系^一はどうか。標目と説明の一部を引く。

呼喚郷 元来の郷名は「お」と称したが、郷名に二字

の賀字を充てる政府の方針によって呼於（喚）の

表字^{マゴ}を用いたものであろう。

これによって表記の変遷はわかる。しかし、「おお」と仮名づけしたことが、郷名の呼び方もそう変わったという趣旨なのか否かは書いてない。そのため、日本語史学の側からみると、歴史地名の扱いとしては不徹底な印象が残る。その点がわたしには不満であり、それは、この叢書全体に及ぶ不満でもある。

四 攝津国

この国名について、歴史学・地理学の視点で問題になることはないが、日本語史学からみると小さな不思議がある。「セツツ」の「セツ」は、「攝」の音「セフ」が後続音の關係で転じたもの、「ツ」は「津」の訓よみである。和名抄の六十八国中、音訓交用で表記した国名はほかにない。攝津だけが例外的なのはなぜか、それはいつからか。

地名辞書はセツツと読み、「天武天皇六年其難波大宮あるを以て撰津職を置かる」とある。地理志料だけが「音訓相雑」の国名であると指摘している。現行の歴史辞典は「せつつしき」と読み、律令制下の官司とする記述から始めているが、読み方には無関心である。国語辞典に「せつ

つ」の項を見ても、地名としての説明は歴史辞典とさほど
違わない。

この国は特殊な経過で成立したために命名もまた特殊で
あった。現在の歴史学では、職名の「撰津職」を「せふし
んしき」とよむ日本思想大系本『律令』のたちばもある。
律令の文言として、学者や高官による正式な読み方はそう
であったかもしれない。その職の長官「撰津職大夫」を、
日本古典文学大系本『日本書紀』は「つのかさのかみ」
と訓よみしている。国史大系本『令義解』は、官位令に
「撰津大夫」とあるほか、撰津亮・撰津大進・撰津少進の
「撰」にも傍訓「ル」がある。塙保己一刊本の『令義解』
では撰をスブルと読んだらしい。しかし、これを国名に応
用するわけにはゆくまい。

萬葉集では「津国」の表記で「つのくに」と読むことが
普通であった。したがって「撰津」という漢字列は、役職
名に関わる以外には余り用いられなかったのだろう。

奈良時代、「津」は不思議な漢字であった。萬葉歌の隅
田寸津(1127)では訓仮名だが、落多藝津(1736)では音
仮名環境で用いられている。津乎能崎(352)、美津能波麻
備尔(362)、美津能等麻里(372)も音仮名環境での使用

であるが、津の語義を兼ねた表記とも考えられる。古事記
には、注記の扱いが厄介な風木津別之忍男神のほかに、馬
淵和夫(365)が指摘した大宜津比売神がある。大気都比売神
とも書かれた神名であるが、津は音仮名列中の字なので、
馬淵氏は音仮名扱いされたのだと解釈した。これに対応す
るものとして、馬淵氏は「倭者師木登美豊朝倉曙立王
(登美字以登)」を引いて、「師」字には音である旨の注がないこ
とを指摘している。

限られた用例からの推論であるが、「津」は訓字として
の意識が希薄で、時には音仮名のように用いられることが
あり、セツツの読みは早く定着したのだろう。

五 住吉郡杭全郷

和名抄諸本の郷名表記に異同はない。訓は、久万太
(高)、久末太(大・元)、クマタ(名)なので、読みも同じ
だといえる。地名辞書も杭全郷とし、杭全神社をあげる。
地理志料は、訓に比の字を補ってクヒマタであったことを
主張したうえで、古事記の「杵俣長日子王／昨俣長日子
王」、西大寺田園目録の「久比萬多郷」をあげた。

近年の記述を見ると、池邊考證^三の用例は地理志料と全

同である。地名大系は読みがクマタで、用例は右の二書に同じだが、「萬」を「万」にかえるのはこの叢書の方針である。池邊考證と地名大系に挟まれる時期に刊行された角川辞典も、郷名の読みはクマタであるが、用例の書き方は左掲のように少し違う（原文は横組み）。

鎌倉期には「西大寺田園目録」に「比丘尼如印仏房光明真言修中料田」八か所の1つとして「撰津国住吉郡クニマタノ郷四坪内一段（永仁五年五月日比丘尼信也房）」と見える（寺誌叢書2）。

右の引用からもわかるように、寺誌叢書の表記「クニマタ」に疑問をいだいた節がない。大日本佛教全書の翻刻は右のとおりだが、二はヒの誤りとみるのが自然である。

ここに不思議な事実が判明する。地理志料から角川辞典まで、同じ西大寺田園目録を用いたはずなのに全同ではないということである。わたしの見ることできたのは、佛教全書と奈良国立文化財研究所1956にすぎないが、ともに「クニマタノ郷」とある。こんなことは想像したくないのだが、片仮名を用いない地理志料は、原資料の片仮名を万葉仮名にかけて久比萬多とした。それを池邊考證が襲い、地名大系も準じたのではないか。

近年の記述に従うと、奈良時代はクヒマタ、和名抄の編纂時はクマタ、永仁年間にはクヒマタに戻ったことを含意するが、はたしてこれでいいのか。歴史研究者の田中文英1995が、中世の「杭全荘」を、当然のように「くまたのしゅう」とするが、これはどう判断したらいいのかだろうか。

以上、近代の諸注は、和名抄の記事に基づくのに、郷名の読み方にはほとんど配慮していないように見えることを指摘した。ここに新しい疑問が生まれる。高山寺本和名抄の訓はどの時点の呼び方を伝えるのか、いつ書写されたのか、と。和名抄の地名を読みとく作業を続けてきた長い年月、この疑問は常にわたしの脳裏にあつて悩ませたが、明快な私見を呈示しえなかった。いきおい、平安時代末期前の書写とする山本信哉の見解をほぼ受容した諸氏の説に従ってきた。それにしては日本語史学の視点から見ると不自然なことが多い。

早部郷と杭全郷の訓以外にも、畿内の傍訓に、山城国乙訓郡のオタキ、相楽郡のアヒラカ、大和国添上郡・添上郡のカフノカミ・カフノシモ、忍海郡のオキノウミ、葛上郡のカトノカミ、河内国古市郡のコチ、讚良郡のサ、ラ、撰津国豊島郡のトシマ、表記には撰津国嶋上郡・嶋下郡の

「鳥上・鳥下」、嶋上郡の「直上郷」、東生郡の「味厚郷」がある。

高山寺本の傍訓の筆跡は、わたしには本文、注のそれと同じとみえるが、右に指摘したことがらは、不注意によるとは考え難いものである。また、山城国乙訓郡の傍訓「オタキ」、愛宕郡の傍訓「アタコ」、愛宕郷の訓「於太支」は、よほど事情に疎い人の筆を思わせる。和泉国大鳥郡上神郷の訓「加都美和」、摂津国八部郡長田郷の訓「奈以多」は単純な誤写らしからぬ、気がかりな箇所でもある。

かくて、高山寺本の書写時期について、わたしは少なからぬ疑問を抱いているのである。

六 東生郡味原郷

日本書紀、孝徳天皇の白雉元年正月一日条に「車駕、味経宮に幸して^{云々}」の記事と、「味経」に訓注「阿賦賦」があり、その遺称を大阪市天王寺区の味原町に伝えている。續日本紀の延暦四年正月条の水路を開く記事に「鱈生野」が見えるが、これは大阪市東淀川区北部から摂津市にかけての地名で、当郷とは別なのだという。

歴史学のたちばでは郷域が確定しがたい以外に問題にな

ることはない。上引の味経宮は萬葉集歌にも「奥鳥味経乃宮^{のみや}」(928)、「御食向味原宮者」(1062)とあり、「味経」とも「味原」とも書かれ、「原」もフの訓を負いえたことが明らかである。それはかりではない。萬葉集歌の「麻原」(826)はヲフの訓で安定しているほか、天智前紀の「禾田」にアハフの古訓があり、和名抄にも「粟田阿波布」などが見える。植物が群生する所、野鳥などの集まる所、鉱物の産する所をさす古代日本語は「ふ」、漢字は「生」で書くことが最も一般的であった。アヂフに限って日本書紀に「味経」と書かれたのはなぜか。

当郷に人々の関心がむかうことは少なかった。我が関心は、古代の人々が味原という文字列をいかにして読みわけたかにある。歌なら定型の音数律によって「原」の字をフ／ハラと読みわけただろうが、地名には定型も文脈もありはしない。この問題は前稿(2015)の大和国城下郡室原郷でも論じたが、ここでも論証の道は塞がれている。だが、一つの推論を記すと、人間生活に有益な物が自然に存在する所が「ふ」、そのような所に人手で栽培した所が「た」であったのではないか。上引の「粟田阿波布」は、その区別が曖昧になった段階の記述と考える。そして広大な

「ふ」は「はら」と呼ばれたのだろうか。

七 西生郡雄惟郷

和名抄四本いずれも附訓せず、池邊考證にも用例がなく、考える手だてが極めて乏しい。しかも、同国八部郡を古く「雄伴」と称したことが、釋日本紀所引の撰津国風土記と法隆寺伽藍縁起并流記資材帳（天平十九年二月十一日条）から知られ、当郷の名と類似するので、さまざまの臆説が提出された。一国内で、郡名と他郡の郷名が類似することになったわけだが、雄伴は奈良時代の郡名である。

地名辭書は、雄惟を雄伴の誤写と断じ、雄伴は萬葉集の大伴の地で御津の浜であった、大伴から雄伴への改称は、淳和天皇の諱を避けたのか音調を整えるためか、とかなり恣意的な推定を並べた。地理志料は、中世以降の地名「雄幄」「雄惟」を手がかりに「雄涯」を主張して、狩谷校齋の「ヲノキシ」説に就き、「雄伴」とする説は、これが後の八部郡ゆえに採らずとした。

角川辞典「地名大系」ともに「雄惟」の表記を採り、大伴の御津に関わると推定する。しかし、大伴（おほとも）から雄惟（をとも）への変更については明言しないばかり

でなく、「惟」をトモと読む根拠にも言及しない。かくて存疑とするほかない郷名である。

八 嶋上郡高上郷

郷名表記は諸本同じであるが、訓も古代文献の使用例もないので、さまざまの誤字説が試みられた。地理志料の「高生」説を地名辭書が認め、池邊考證の「高於」説を地名大系が受けいれ、角川辞典は「高上」を主張した。それらを細かく見てゆく以外に解釈の方法はない。

地理志料の高生説の根拠は、武蔵・但馬両国に高生郷があり、それは竹林たかふの意だということにある。さらに日本書紀の安閑天皇元年、三島に行幸したとき、良田を問われた県主の対応が適切で、竹村の地、四十町を奉獻したとあること、續日本紀の延暦三年条に撰津の史生武生連佐比乎、靈龜三年条に武生連島守がみえることなど、この地の出自と知られるというのである。この説をうけた地名辭書はさらに発展させた。安閑天皇元年条にみえる三島竹村屯倉の遺称地が今の三宅村であり、三島郡分郡にあたって高生も二分されて、高上・高下になったとし、和名抄に高下郷がないのは遺脱だというのである。

池邊考證^三は、地理志料・地名辭書に引いた日本書紀・續日本紀の記事以外に、新たに天平勝宝九年四月七日の日附をもつ「西南角領解」をあげてこう注記した。

本郷は「上」を「生」の誤字とするか、「高生上」の略したものとするか——そうすれば「高下」のあるのが自然であるが——、あるいはその他の説によるか現在では決定しかねるが、一応「高生」として史料を列記した。

「西南角領解」は正倉院文書の一つで、大日本古文書には左記のようにある。

秦伊美吉継手（年三十）撰津職嶋上郡戸主三尾君麻呂戸口

「郡」の右に「高於郷」の傍書があることをもって当郷の史料とされたのである。

地名大系は、高於^{なか}—高生—高上と考証する見解があることを紹介し、存疑ながら、大化前代の竹村屯倉との関連性を想定することが可能だろう、とした。角川辞典も同様で、「たかおのこう 高於郷↓高上郷^{のたかかみ}の捨て見出しをおき、「たかかみのこう 高上郷」の本見出しをたてて諸説を紹介した。そのうえで、詳細は不明としながら右の古

文書をひき、「高於郷は当郷を指し、地内に三尾氏が居住していたと考えられる。」と結ぶ。タカオからタカカミへの変遷についての言及はない。

難しい郷名である。日本語史学のたちばからまず言えるのは、「高於」がタカオの表記ではありえまいということである。理由の第一は、高が訓読み、^{たか}が音読みであること。かかる音訓交用表記は和名抄の地名としては異例である。第二、それが異例ながら存在したことを主張するためには、高^{たか}と於^おによる命名の必然性、「高い^お於^お」が郷名として譲れなかったことの証明が必要である。「高い」はわかる。だが、於^おは何か。日本語史学の知見では、奈良時代、日本列島の中央、大和朝廷の藤元といえるこの地に「お」という一拍の日本語はなかったようだ。

なお、タカオという音列では、広い母音aとoが続いてかなり不自然な感じがする。そのような母音連続が古代地名に皆無だというわけではない。例えば、同国豊島郡大明郷にはオホアケと読むべき訓がついている。古代文献に用例が残らず遺称地も不明だが、とにかく「明^{あき}」を捨てがたい事情があったと推定される。だが、右述のように、高於の「於」には想定すべき日本語が見あたらないので、その

事情を推測する手だてがない。

古代文献において、「於」の字が万葉仮名と漢文の助字として以外に用いられることはごく限られただろう。わたしがいかがいにかべることができるとは、萬葉集では地名に「城於道」(3324)一例、意字として用いられた「寺井之於乃かたかこの花」(4125)など十数例にすぎない。萬葉集では、助字のほかはウへの意字としての用例に限られたといつてよい。それなら、和名抄地名にも意字として用いられた蓋然性を考えるべきだろう。

「於」が意字として用いられた地名に、河内国志紀郡井於郷があり、「為乃倍／井乃倍」の訓がある。井於は他の文献に郷名としてみえるほか、姓氏名としても用いられた。池邊考證^二は、日本霊異記(下・五)の「河内市辺井上寺之里」もあげている。この解釈にはいっそうの慎重さが必要だが、池邊考證の解釈の成りたつ蓋然性は大きく、「於」は萬葉集におけると同様に、意字としても用いられたと考えることができる。

「高於」はタカウへと読むことができる。だが、その意味はなお不明とするほかはない。

九 嶋下郡新野郷

郷名表記は諸本に異同なく、訓による語形「ニヒヤ」にも差はないといえる。だが、事はそれではすまない。「新野」から予想される日本語はニヒノであった、ニヒヤではありえないからである。ニヒヤでは音訓交用表記になる。

地名辞書は特に問題にしなかったが、地理志料は、尾張・上野・阿波・伊予の各国に新野郷があつてニヒヤと読む、遠江・隠岐・美作にある新野郷はニヒノと読む、よつて新野の誤りである、と断じて明快である。池邊考證^三にあげた用例は、神名四柱と式内社「新屋坐天照御魂神社」一座、すべて「新屋」である。以後の諸書もそれ以外の用例を掲げない。当郷の名は中世以降、「新屋庄」さらに「新屋村」と伝えられた。

大阪府高槻市の梶原南遺跡から「新屋首乙売」の文字のある木簡が出土した。新撰姓氏録に記載のない氏族名である。報告者の宮崎康雄^四は、当遺跡の西方十キロに式内社があり、その周辺地域は律令期には新野郷であつたとされる、と書いている。

以上の記述から言えるのは、当郷について「新野」と書いてニヒヤと読む郷名は、和名抄にしか存しないということ

とである。それは何を意味するか。本稿において、高山寺本の書写時期を平安時代末期とする通説に疑問を呈してきた。その疑問は当郷にも当てはまる。よしんばその時期の書写であったにしても、書写態度と地名に関する見識は信用できない。古いからとて尊いとは限らないこともあるということである。

当郷について近年の二書の記述を見ると、角川辞典は「にいや 新屋〈茨木市〉」の標目下に、「〔古代〕新野郷 平安期に見える郷名」以下の記述を載せる。これなら、新野郷と新野郷を一目で見ることができるといえる。一方、「新野郷」を標目にする地名大系によって、撰津国島下郡の地名「新屋」を調べようとしても、目当ての項目にすぐには到達しえない恐れがある。これは事典として困るのではなからうか。

研究が百年間も停滞していたような記述は避けたい。半歩でもいいから進んだ研究成果を盛って掲出すべきだとわたしは思う。当郷のばあい、例えば原典の本文と改訂本文の並列を凡例にうたっておき、「新野郷／新屋郷 ニヒヤ」のように掲げるだけでも、利用者の便宜は各段に高まる。

十 嶋下郡宿久郷

高山寺本から元和本まで「宿人」と書き、名博本は「宿久」と表記する。中世文献にも記事が多く、「宿久」の地名を今に伝えているので、諸注は一樣に「人」は「久」の誤写だとする。いま茨木市宿久で、歴史学のたちばから議論すべきことはないと言えよう。

須久久神社（延喜式神名帳）によってスククの訓は確かである。だが、『日本史大事典』に「宿人（久）」と立項することから窺えるように、諸書に見える少異の表記がかえって歴史学者を迷わせる原因になったようだ。それらの表記は、①「宿久御園・宿久野・宿久荘」、②「寿久郷、寿久山神社」、③「宿御庄」の三類に分けられる。

これはさほど難しくはないと思う。原形は和名抄郷名のスククと解してよいだろう。二拍つづくクの上のクだけに注目すればよい。というのは、無声の破裂音kと狭い母音uをもち、下にもクがあるような環境では、上のクは母音が弱化しやすいため、スクク [sukuku] は、クが促音化したスクク [sukku] と発音されるようになる。概略的には、平安時代に進んだ音韻変化で発生したといえる促音は、表記の定着が遅れて無表記の時期が長かった。右の分類の

②がそれにあたる。

①と③に見える「宿」の漢字音は、後世シユクと仮名書きされるが、古代の万葉仮名としては、地名「安宿」^{あすか}、姓「宿祢」^{すくね}などに用いられた。したがって、③の「宿」はスクと読まれていたことを示すのだろう。すると、①を原則どおりスククの表記と解することに問題はない。ただ、促音化したスツクの蓋然性を排除しきることでもできない。しかし、スクク↓スツク↓スクという語形変化は自然なので、その詮索にさしたる意義はない。

十一 豊島郡

当郡の郡名に関わる古代の資料、古事記・神武天皇段の「手島連」、天平宝字六年の造寺所公文、日本霊異記・下・二の「手嶋郡」によってテシマの読みがえられる。しかもその呼称は長く伝えられたのでほとんど疑問の余地がない。だが、高山寺本に傍訓トシマ、延喜式にはテシマ（神名帳）とトシマ（民部省）があつて、やはり混乱のあつたことが知られる。ここにも、書写や附訓の時期、それに携わつた人の見識への疑問が拭いがたい。当郡の名の上部要素である「豊」が、テからトに、さらにトヨに変化した経過につ

いては工藤1975に書いたので、ここに再び論ずることはしない。

十二 兔原郡

郡名の上字は、諸本に異体字が用いられているので、標目は元和本の文字で掲げた。以下の記述もこの字体による。大東急本・元和本の郡部に「宇波良」の訓、高山寺本に「ウハラ」の振り仮名がある。問題は二つある。

第一。天福本系統を初めとする伊勢物語第三十三段・八十七段などに、当地を指すと思われる「むはらのこほり」とする本文が見えること、延喜式神名帳の「兔原郡」に、九條本・金剛寺本がムハラと振仮名してあることなどである。そこで地名大系^三は「二種の読み方のある理由は明らかでない」とした。

兎^うと原^{はら}の複合語「兔原」のばあい、後項語頭のハが濁音バに転ずることは不自然ではない。奈良時代の例に檜原^{ひのはら}、茅花^{つばな}、尾花^{おはな}、小舟^{をぶね}などがあり、ウハラから転じたウバラがあつたと解釈することができる。濁音を表記しないことは、平安時代の仮名文献には普通であつた。日本語史学の知見によると、第二拍が唇音m・bで広い母音を有するばあい、

例えばウマ(馬)・ウバラ(荊)・ウマゴ(孫)・ウバフ(奪)・ウベ(宜)などは、その第一拍がウで書かれたのは平安時代初期ころまでで、次第にムで書かれるように変わった。郡名兔原はウハラとして成立し、やがてウバラに転じ、それがのちにムハラと表記されたのは、まさに右の経過そのものである。

問題の第二。萬葉集巻第九、「葦屋処女の墓」に因む田辺福麻呂歌集所出の歌群(1801-1803)、「兔原処女の墓」に因む高橋連蟲麻呂歌集所出の歌群(1809-1811)の表記と読みである。題詞には右のようであり、歌中には兔名日処女・兔会処女・宇奈負処女などと書かれる。この処女をめぐって争う男の一方も、宇奈比壮子・兔原壮士と書かれる。仮名表記は特に問題にならないが、「兔原」がなぜウナヒの訓を担えたのか。

地名辞書は、兔名負^{ウナヒ}とあるので、原名は海辺^{うなべ}で海原^{うなハラ}とも称し、転じて菟原になったのだとした。地理志料も似た解釈で、兔原の古訓は宇奈比、兔^{ウナヒ}之原^{ウナヒ}で海辺をいう。この国の味原郷を日本書紀に味経とも書くのは、ハヒフへ一声相通だから、とした。これらに比べると、角川辞典^二は至って淡泊である。兔原郡の条でこの歌群に言及しながら「兔

原処女」で通し、読みかたには一字も費やさない。

従来、自分も含む萬葉集の研究者がこの件に余り関心を寄せなかったのは不思議である。以下は推定の域を出ないが、ウナヒはこの小地域の古い呼び名、兔原^{うはら}は広い地域、郡を覆う新しい呼び名ではないか。伝承歌ゆえ主人公の名は古い呼称ウナヒで残り、表記には新しい「兔原」が用いられたと考えるのである。

十三 能勢郡枳根郷

遺称地が能勢町「枳根」にあり、郷名表記も諸本に異同がない。岐祢(高)、木子(大・元)、キ子(名)と訓の字母は異なるが、同一の読みである。だが、郷名の「枳」は音読み、「根」は訓読み、例の音訓交用表記である。これはどう考えたらいいのだろうか。

古代の用例は多くない。池邊考證^二によると、延喜式に「岐尼神社」、応徳元年十月十二日(1084)の「撰津国採銅所領等連署解案」(壬生家文書)に「枳根山口」があり、承安四年(1174)の「住吉社造営日吉社領土枳欄莊課所」に莊園名「枳欄莊」が初出する。中世には、元正元年(1259)七月廿七日の関東下知状案に「撰津国枳欄莊」、永

和元年(1375)四月廿八日の京極高秀書下に「枳禰莊棟別」とあることがあげられる。江戸時代以降、枳禰・枳根とも書き、俗に枳宮村と呼ばれ、枳禰神社は杵宮・杵大明神とも書かれている。社名キネにことよせて杵の出現に縁づけられたのである。

これによると、「枳根」の文字は、和名抄と壬生家文書という平安時代の二資料にしか見えない。今のわたしにはこの先に進むべきがない。

おわりに

今回の対象である和泉・摂津の両国の地名のうち、ここに論じたのは十三にすぎない。しかも、雄惟・高上・枳根など、すっきりと解明しえなかつた郷名が多い。有益な古代資料が山城・大和の両国ほどには多くないことも一つの要因であるが、和名抄の表記を見ただけで困難さの予測できる地名も多かつた。そして、それが現実になった。未解決のままに放りだした郷名の多いことは無念の極みであるが、長く逡巡しているわけにもゆかない。畿内の五国をひととおり検討しおえたことをよしとして、思索の方向を転

換させよう。

【文献】

- 工藤力男1975 「古代形容詞の形成に関するひとつの問題——スミノエとスミヨシをめぐって——」(『萬葉』九十号) 萬葉学会
- 同 2005a 「濃飛和名抄地名新考」(『岐阜史学』百一号) 岐阜史学会
- 同 2005b 「和名抄地名新考(四)」(『成城文藝』百九十号)
- 同 2007a 「和名抄地名新考(五)」(『成城國文學論集』第三十一輯)
- 同 2007b 「日本語資料としての古代地名——地域と時代と——」(『國學院雜誌』第百八卷十一号)
- 田中文英1995 「撰津国」(『講座日本莊園史』7) 吉川弘文館
- 奈良国立文化財研究所1956 『西大寺觀尊伝記集成』大谷出版社
- 馬淵和夫1967 日本文法新書「上代のことば」至文堂
- 宮崎康雄1988 「一九八七年出土の木簡 大阪・梶原南遺跡」(『木簡研究』十号) 木簡学会
- 山本信哉1931 「高山寺本和名類聚抄に就いて」(『史學雜誌』第四十二卷二号) 史學會